

公 告

(令和7年度苫田ダム下流公園環境整備委託について)

次のとおり公告します。

令和7年3月3日

分任支出負担行為担当官
中国地方整備局
苫田ダム管理所長 村松 清

1. 公告の概要等

(1) 公告の目的

河川法第99条に基づき、苫田ダム管理所が管理する苫田ダム下流公園（直下流右岸）における公園環境整備（除草）の委託に関し、実施団体を定めることを目的とする。

(2) 委託区間

本委託区間は、苫田ダム下流公園（直下流右岸）であり、要件を満たす全ての団体と契約締結するものとする。

(3) 委託期間

契約締結の日の翌日 ～ 令和7年12月10日

(4) 本委託を契約する団体については、2. に示す参加資格要件を有することを証明する書類をもって審査し選定する。

その後、苫田ダム管理所において委託契約に関する協議成立後、契約締結する。

(5) 参加要件を満たす団体が複数ある場合については、委託内容を区分するものとする。

2. 参加資格要件

次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人又は一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

(3) 河川（ダムを含む）における清掃又は除草に関する活動実績（過去5年[令和2年度～令和6年度]の実績）及び活動実施体制があること。

3. 本委託契約に関する手続等

(1) 担当部局

〒708-0433 岡山県苫田郡鏡野町久田下原1592-4

(電話 0868-52-2151)

国土交通省中国地方整備局 苫田ダム管理所

担当 : 総務係

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間 : 令和7年3月3日(月)から令和7年3月11日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。

② 交付場所 : 〒708-0433 岡山県苫田郡鏡野町久田下原1592-4
国土交通省中国地方整備局 苫田ダム管理所

③ 交付方法 : 手渡しにより交付する。

(3) 委託締結にかかる参加資格確認のための申請書等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間 : 令和7年3月4日(火)から令和7年3月11日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時00分まで。

② 提出場所 : 上記3.(2)②に同じ

③ 提出方法 : 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

4. その他

(1) 技術資料の作成要領、委託契約締結団体の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

技術資料等説明書

国土交通省中国地方整備局苫田ダム管理所が管理する苫田ダム下流公園（直下流右岸）における令和7年度苫田ダム下流公園環境整備の委託契約については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和7年3月3日

2. 公告者 分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 苫田ダム管理所長 村松 清
岡山県苫田郡鏡野町久田下原1592-4

3. 公告の概要等

(1) 公告の目的

河川法第99条に基づき、苫田ダム管理所が管理する苫田ダム下流公園（直下流右岸）における公園環境整備（除草）の委託に関し、実施団体を定めることを目的とする。

(2) 委託区間

本委託区間は、苫田ダム下流公園（直下流右岸）であり、要件を満たす全ての団体と契約締結するものとする。

(3) 委託期間

契約締結の日の翌日 ～ 令和7年12月10日

(4) 概算予算額

本委託に係る参考業務規模は、以下のように想定している。

40万円程度（仕様書は別添-1、数量総括表は別添-2のとおり）

(5) 本委託を契約する団体については、4. に示す参加資格要件を有することを証明する書類をもって審査し選定する。

その後、苫田ダム管理所において、委託契約に関する協議成立後、契約締結する。

(6) 参加要件を満たす団体が複数ある場合については、委託内容を区分するものとする。

4. 参加資格要件

次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人又は一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

(3) 河川（ダムを含む）における清掃又は除草に関する活動実績（過去5年[令和2年度～令和6年度]の実績）及び活動実施体制があること。

5. 参加資格の確認等

(1) 本委託の参加希望者は、4. に掲げる参加資格を有することを証明するため、次に掲げる資料を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本委託契約に参加することができない。

① 提出資料：

1) 申請書

2) 一般社団法人又は一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであることを証明する書類。(河川協力団体指定準則(国水環第69号 平成25年10月15日)第4一、四、五、七に定める書類)

3) 河川協力団体については、河川協力団体指定証(写)

② 提出期間：令和7年3月4日(火)から令和7年3月11日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。

③ 提出場所：〒708-0433 岡山県苫田郡鏡野町久田下原1592-4
(電話 0868-52-2151)

国土交通省中国地方整備局 苫田ダム管理所

担当：総務係

④ 提出方法：持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

(2) 申請書の評価

1) 申請書の評価項目等は、以下のとおりである。

- ・各項目について採点を行い、その合計が60点以上の場合に審査基準を満たすものとする。
- ・各項目のいずれかで0点となった場合には、審査基準を満たさないものとする。
- ・ヒアリングを行った場合は、ヒアリングの内容も踏まえ審査を行うものとする。
- ・配点は以下のとおりとする。
- ・特定結果については、書面(特定通知書)により通知する。

	項 目	確 認 内 容	配 点
活動実績	一 継続性	近年おおむね5年間にわたり、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。 (配点 35点)	
		活動実績 ①河川(ダムを含む)における清掃又は除草の実績があること。	20点
	二 公共性	継続性 ②近年おおむね5年間にわたり、継続した実績があること。	15点
		一の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。 (配点 15点)	
活動実施体制	三 実効性	公共性 ③活動実績に公共性が認められる。	15点
		過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。 (配点 50点)	
		①過去の実施体制等を勘案し、活動実施計画の適正かつ円滑な実施に必要な体制が確保されている。	25点
		②過去の活動実績等を勘案し、活動実施計画に妥当性がある。	25点

6. 申請書、技術資料の作成要領及び留意事項（必須）

記載事項	内容に関する留意事項
1) 申請書〔様式－1〕	様式は〔様式－1〕とし、必ず団体の代表者印を押印すること。
2) 河川協力団体指定準則（国水環第69号平成25年10月15日）第4一、四、五、七に定める書類〔様式－2〕	様式は〔様式－2〕とする。 ※河川協力団体については提出不要
3) 河川協力団体の指定証	指定証（写） ※一般社団法人、一般財団法人については提出不要。

7. 面接（ヒアリング）について

- ① 日 時： 令和7年3月12日（水）から令和7年3月13日（木）までの間を予定している。
- ② 場 所： 国土交通省中国地方整備局 苫田ダム管理所 会議室
- ③ ヒアリング内容： 河川（ダムを含む）における清掃又は除草の実績や、これまでに実施した河川管理に関する活動実績に関すること。また、活動計画での実現性。
- ④ ヒアリング参加人数： 3名までとする。
- ⑤ その他： ヒアリング日時、場所については後日改めて通知する。
※なお、河川協力団体については、ヒアリングを行わない。

8. 本委託締結に関する手続等

（1）担当部局は、上記5.（1）③に同じ。

（2）技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間： 令和7年3月3日（月）から令和7年3月11日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所： 上記5.（1）③に同じ
- ③ 交付方法： 手渡しにより交付する。

（3）委託締結にかかる参加資格確認のための申請書等資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間： 令和7年3月4日（火）から令和7年3月11日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。
- ② 提出場所： 上記5.（1）③に同じ
- ③ 提出方法： 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

9. 技術資料等説明書に対する質問

（1）この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間 : 令和7年3月4日(火)から令和7年3月5日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。
- ② 提出場所 : 上記5.(1)③に同じ。
- ③ 提出方法 : FAX又は持参、郵送等(郵送は書留郵便に限る。)により提出する。
(注): FAXで提出した場合は、FAX送信後、苫田ダム管理所総務係へ電話で確認すること。(FAX 0868-52-2156)

(2)(1)の質問に対する回答は、書面により令和7年3月7日(金)までに行う。

10. 本委託締結者の決定及び通知

本協定の締結者については、技術資料の提出及び上記7.ヒアリングに基づき評価・決定する。また、その結果については、令和7年4月3日(木)に通知を予定している。なお、通知にあたってはFAXにて行い、その後郵送にて送付する。

11. その他

- (1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 当職は、提出された申請書及び資料を、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。
- (4) 提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

申 請 書

1. 委託名 : 令和7年度苫田ダム下流公園環境整備委託

2. 提出日

・令和 年 月 日

3. 法人等名

・法人等名 :

・代表者名 :

⑩

4. 活動実績

(1) 活動実績及び継続性（活動内容及び活動期間）

- ・以下に、河川（ダムを含む）における清掃又は除草に関する具体的な活動実績を記載してください（複数ある場合は複数可、ただし、活動内容ごとにおける活動期間を審査する）
- ・河川（ダムを含む）における清掃又は除草に関する活動実績は、令和2年度～令和6年度までの実績（過去5年）として下さい。
- ・「 」内に、おおよその活動開始時期を記載して下さい。
- ・また、活動期間中の毎年の活動がわかる資料（写し）を添付して下さい。（例：河川管理者等が発行するパンフレット、参加認定証、当該法人等が作成している活動実績報告書等）

河川（ダムを含む）における清掃又は除草に関する実績について

[]

「令和 年 月から提出日まで」

(2) 公共性（活動実績）

- ・「河川（ダムを含む）における清掃又は除草に関する実績」について、次のいずれかに○印を付して、（ ）内に具体的な内容を記載して下さい。（複数ある場合は複数可）
- ・また、その実績が分かる資料（写し）を添付して下さい。（例：河川（ダムを含む）における清掃若しくは除草に共催・後援・委員等協力者として参加していることが分かる資料等（協議書、申請書、委嘱状、表彰状等））

① 当該実績が、河川管理者が行う活動との共催又は後援となっている等、公式の協力関係が複数回ある。

()

② 当該実績に河川管理者との共同の企画あるいは活動が複数回ある。

()

③ 当該実績に関して、河川管理者から協力に関する表彰実績がある。

(

)

④ 上記①②③に準じた河川管理者が認めるような活動実績がある。

(

)

5. 当該委託に関する活動実施計画

(1) 実効性（実施体制、実施計画）

①実施時期、スケジュール

※おおよその活動時期を文章又は表形式により記載願います。

②実施内容と配置人員

※具体的な実施内容と配置人員を記載願います。

※活動内容のイメージが分かる図・写真等があれば貼付願います。

令和 年 月 日

(申請先)

分任支出負担行為担当官

中国地方整備局

苫田ダム管理所長 村松 清 殿

(申請者)

住所または事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

㊞

令和7年3月3日付けで公告のありました「令和7年度苫田ダム下流公園環境整備委託」について、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構成員の数が記載されているもの
- 2 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 3 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る）
- 4 その他河川管理者が必要と認める書類

令和 7 年度 苦田ダム下流公園環境整備委託 仕様書

第 1 条 適用

本仕様書は、「令和 7 年度 苦田ダム下流公園環境整備委託」に適用する。

第 2 条 履行期限

本作業の履行期限は、契約締結の日の翌日から令和 7 年 12 月 10 日までとする。

第 3 条 作業目的

本作業は、苦田ダム管理所が管理する苦田ダム下流公園（直下流右岸）における除草作業を行うものとする。

第 4 条 管理責任者

作業を実施するにあたり、作業全体を管理する管理責任者を 1 名おくこと。

第 5 条 作業内容

1. 公園環境整備

1) 除草作業

苦田ダム下流公園において、公園内の管理を目的とした、年 3 回の除草作業を行う。除草範囲は別図－ 1 に示す区域とする。

2. 報告書作成

一連の作業について報告書を作成する。

第 6 条 成果物の提出

本作業の成果品は下記のとおりとする。

作業報告書 1 式

第 7 条 再委託の禁止

1 受託者は、作業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者が作業の一部（「主たる部分」を除く）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という）は、実施計画書（別紙 1）を提出する際、契約担当官等に再委託（変更等）承諾申請書（別紙 2）及び履行体制に関する書面（別紙 3）を提出し、契約担当官等の承諾を得なければならないものとする。

また、変更する場合においても速やかに変更申請を行い、承諾を受けるものとする。

3 「主たる部分」とは、その作業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を必要とするものの他、計画・立案及び報告書とりまとめとする。

4 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等などの軽微な作業の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

- 5 変更等予定金額が当初契約時に承諾を与えた金額の10分の2以下である場合は、軽微な変更として発注者の承諾を必要としない。複数回の変更においては、その変更等予定金額の累計が、当初契約時に承諾を得た金額の10分の2を超える場合は、変更申請を行うものとする。
- 6 再委託等の承諾を行った際は、必要に応じて当該部分（再委託）に該当する経費についての領収書、明細書等の写しの提出を求める場合がある。

第8条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- 1 本契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 2 1により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- 3 1及び2の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- 4 本契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

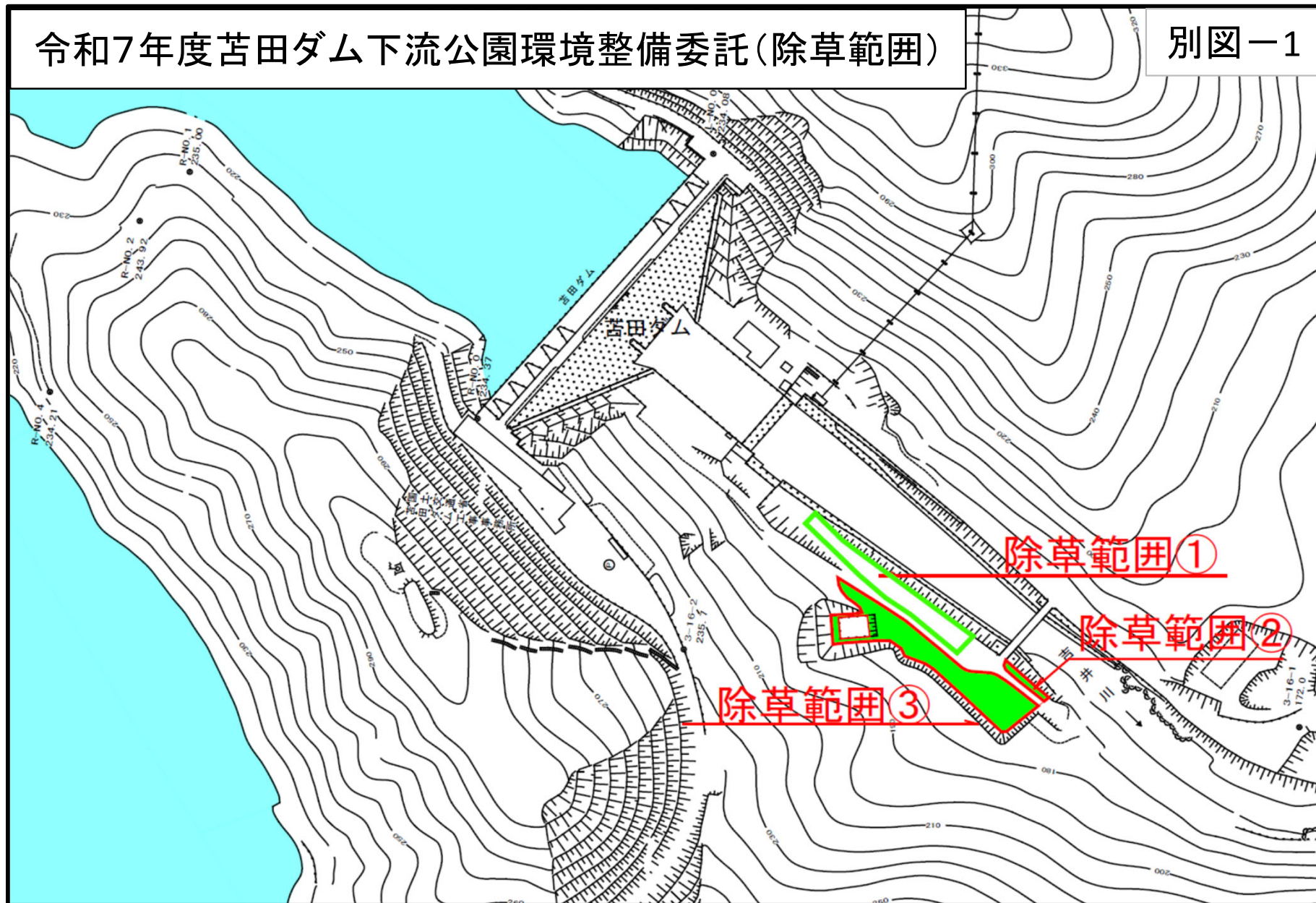
第9条 その他

作業実施にあたって、疑義等が生じた場合は速やかに担当職員と協議すること。

－ 以 上 －

令和7年度苫田ダム下流公園環境整備委託(除草範囲)

別図一1



<別紙1>

実 施 計 画 書

令和 年 月 日

(受託の名称) _____

(単位:千円)

受 託 の 内 容	実施期間	経 費 積 算 内 訳	成 果 物	摘 要
〇〇にかかる作業		直接人件費 謝金 旅費 諸経費 <u>再委託費</u>		別紙承諾申請書、履行体制に関する書面の通り

- (備 考)
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
 2. 必要に応じ適宜項を加除して使用すること。
 3. 受託の内容は、調査項目毎に区分すること。
 4. 経費積算内訳は、直接人件費、謝金、旅費、再委託費及び諸経費に区分し、計上すること。
なお、区分等は必要に応じ適宜加除して計上すること。
 5. 変更にあつては、変更後の部分を上段に（ ）書きすること。
 6. 作業委託の処理を第三者に委託する必要があるときは、別紙2「再委託（変更等）承諾申請書」、別紙3「履行体制に関する書面」を添付すること。

再委託（変更等）承諾申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中国地方整備局
苫田ダム管理所長 村松 清 殿

受託者 住所
氏 名 印

令和 年 月 日付けの「令和7年度苫田ダム下流公園環境整備委託契約」（契約金額 □□□□円、税込み）に関して、下記の通り申請するので、手続き方お願いします。

記

1. 再委託の（変更等）承諾を申請する作業及びその範囲（具体的に記載すること）
2. 再委託の（変更等）承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
3. 再委託の（変更等）承諾を申請する作業の契約（予定）金額（総計）
4. 再委託の（変更等）承諾を申請する作業の契約金額の根拠
 - ・作業の再委託に際し、当該作業の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（この場合、その「写し」を添付）
 - ・継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
 - ・その他（ ）
5. その他特記事項

令和 年 月 日

受託者氏名 _____ 殿

申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。なお、承諾内容等に変更等を生じる場合は、あらかじめ協議すること。
また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ①受託者は、再委託の相手方に対し作業の適正な履行を求めること。
- ②受託者は、再委託作業に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③受託者は、委託者（分任支出負担行為担当官等）からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

分任支出負担行為担当官
中国地方整備局苫田ダム管理所長 村松 清 印

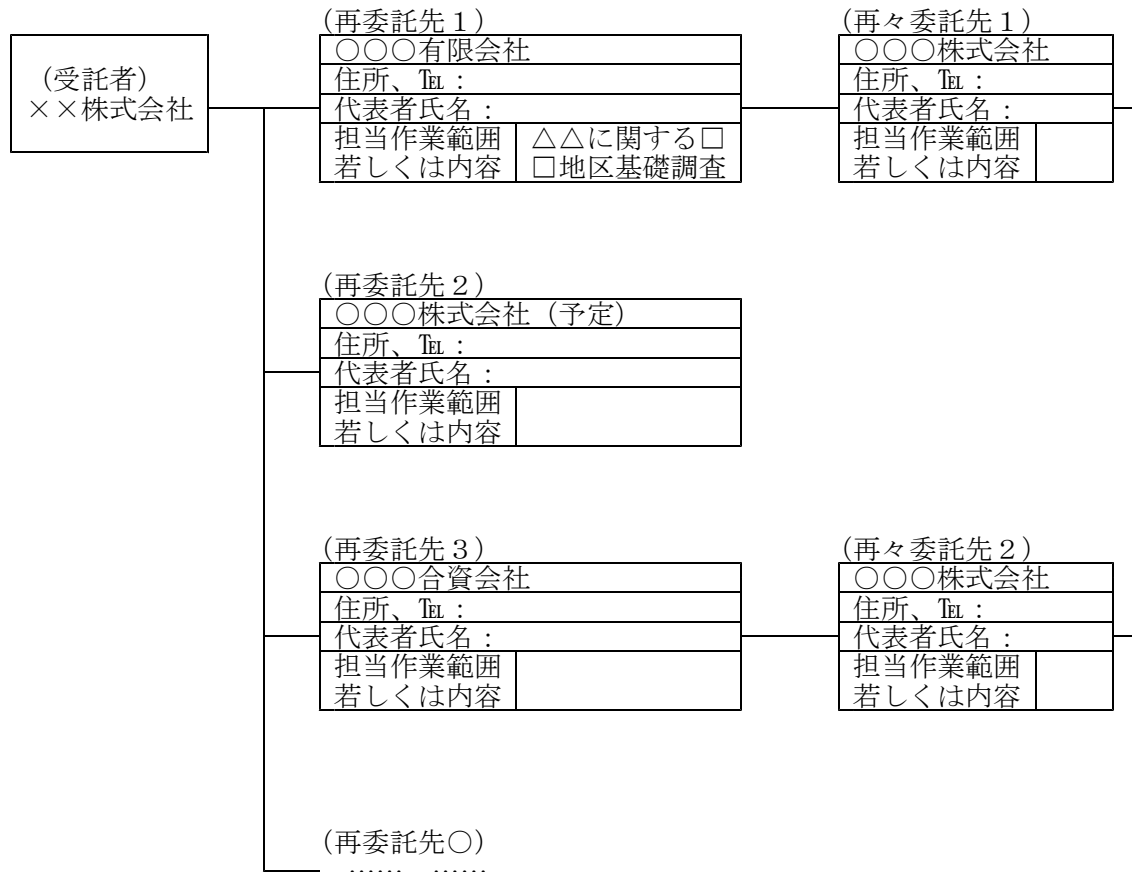
（備 考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

履行体制に関する書面

令和 年 月 日

○当該履行体制に関する書面は、「令和7年度苫田ダム下流公園環境整備委託 契約書第 条」に基づいて作成したものである。

(受託者)
住 所
氏 名



(備考) 本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

- ①再委託の相手方の住所
- ②氏名 (若しくは代表者氏名)
- ③再委託を行う作業の範囲

令和7年度苫田ダム下流公園環境整備委託

数量総括表

別添-2

[illegible]